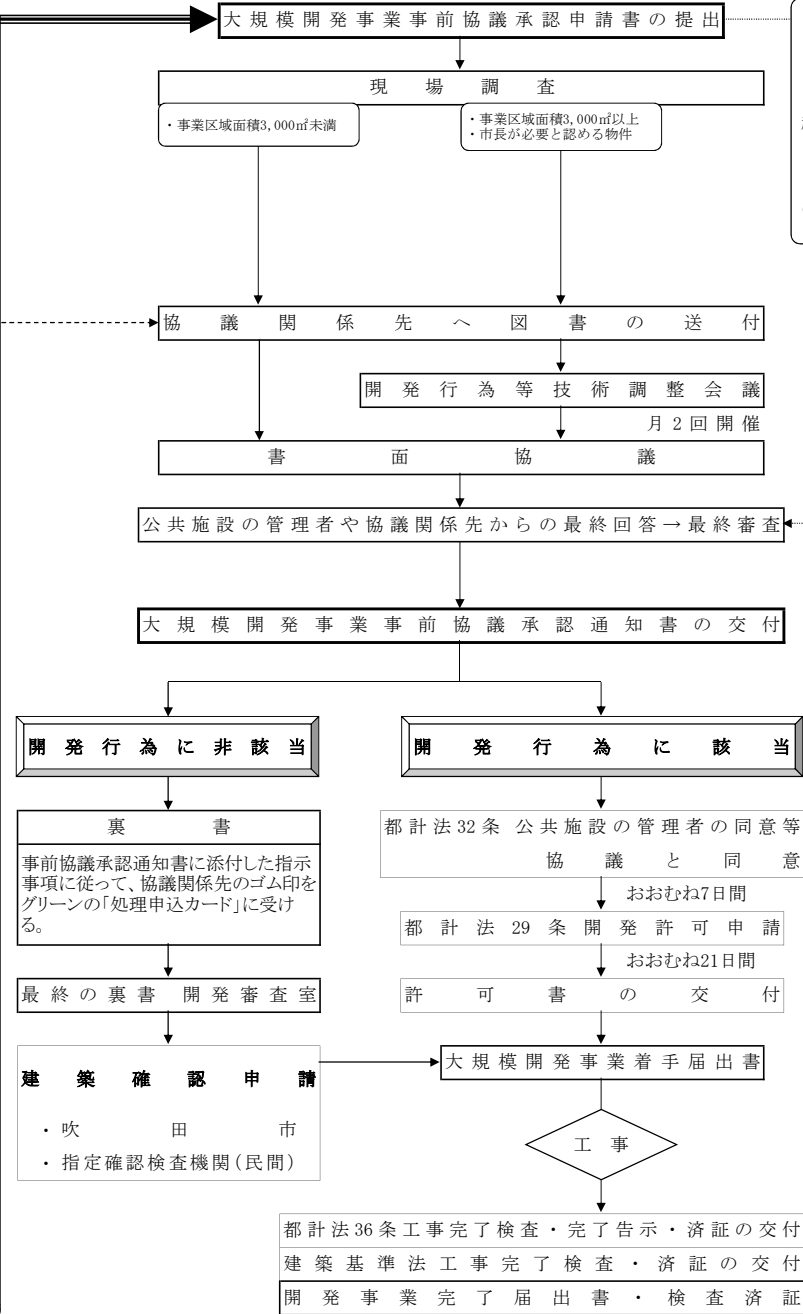
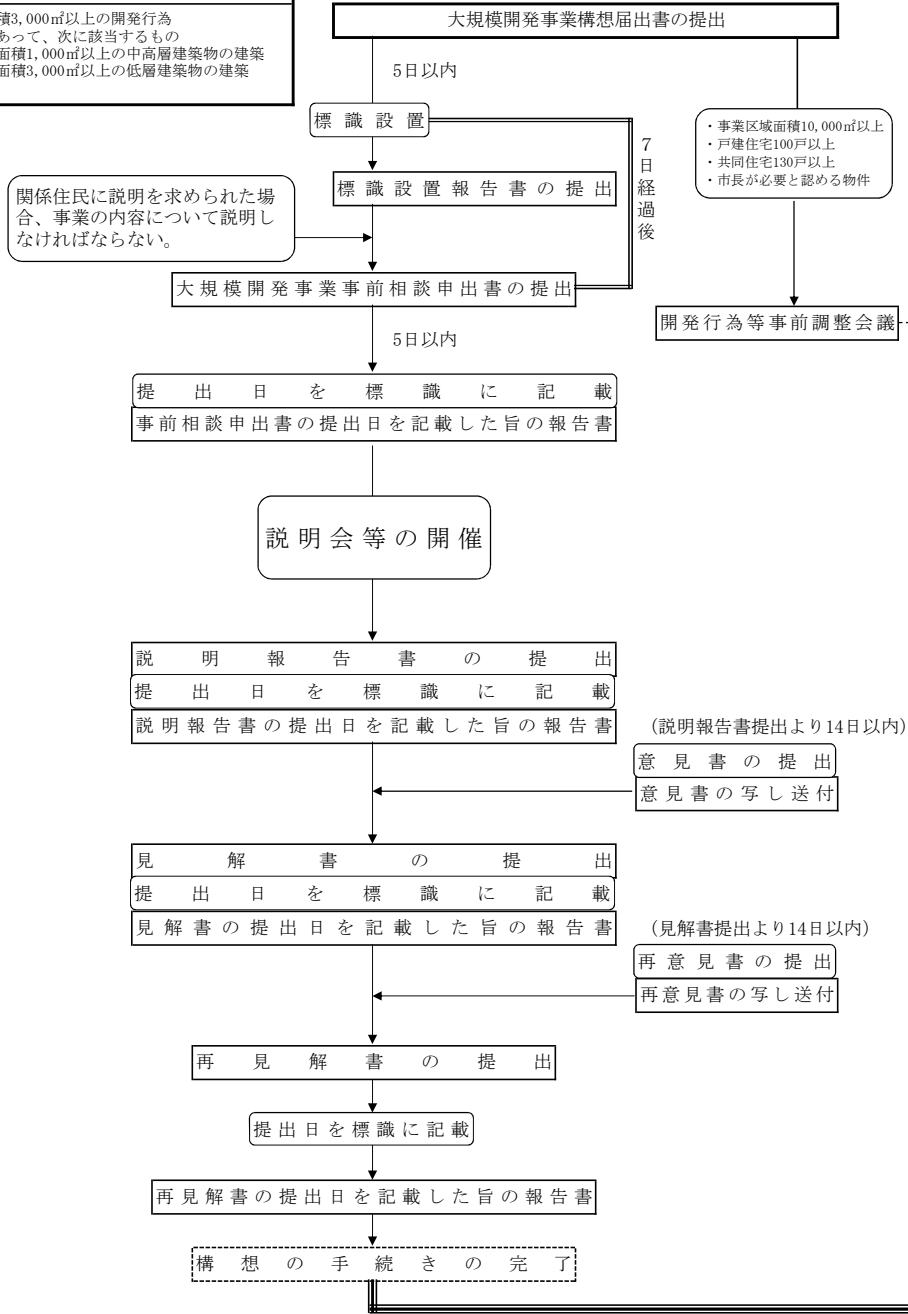


大規模開発事業構想届出書の提出から工事完了までのフロー

適用範囲

(1) 事業区域面積3,000㎡以上の開発行為
(2) 建築行為であって、次に該当するもの
ア 事業区域面積1,000㎡以上の中高層建築物の建築
イ 事業区域面積3,000㎡以上の低層建築物の建築



10mを超過する高さがあるものが

環境政策室 中高層協議

番号	機関	担当
1	開発審査室	条例担当
2	"	建築許可
3	都市計画室	景観担当
4	"	計画担当
5	公園みどり室	
6	総務交通室	
7	管路保全室	
8	警防救急室	
9	企画財政室	
10	保育幼稚園室	
11	地域経済振興室	
12	環境政策室 (環境まちづくり担当)	
13	環境政策室 (中高層担当)	
14	環境保全指導課	
15	事業課	
16	教育未来創生室	
17	文化財保護課	
18	給水相談グループ	
19	その他	